

岩手県告示第 755 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐藤歯科医院	八幡平市大更 22 地割 162 番地	平成 19 年 8 月 21 日
小野寺内科医院	二戸郡一戸町高善寺字野田 56 番地 19 号	平成 19 年 10 月 1 日